

不適合管理委員会報告情報
平成18年3月14日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

平成18年3月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	雑固体廃棄物常設集積所において、投棄基準の線量当量率を超過している廃棄物(ウエス:1袋)が発見されたため、廃棄物を回収及び対応検討	
2	4号機	タービン建屋パワーセンタ室局所空調機(HVH4-27B)の電動機点検時、ブラケットハウジング部(負荷側・反負荷側)及びロータシャフトジャーナル部(負荷側・反負荷側)に管理値を超える摩耗が認められたため、当該部を修理	
3	4号機	廃棄物処理系床ドレン収集タンクの圧力抑制室プール水受入弁(FV-20-238)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
4	5号機	前回定期検査における給水加熱器ベント管の配管取替を実施した際、一部に材料の異なる配管を使用していたことが確認されたため、原因を調査及び対応検討	3月14日公表済 (PDF 138kB)
5	5号機	前回定期検査における給水加熱器ベント管の配管取替の溶接事業者検査記録において、誤った材料に対する試験成績表が記録されたため、原因を調査及び対応検討	3月14日公表済 (PDF 138kB)
6	6号機	復水移送ポンプ(6B)の電動機点検時、ブラケットハウジング部(負荷側・反負荷側)及びロータシャフト軸受け部(負荷側)に管理値を超える摩耗が認められたため、当該部を修理	
7	6号機	480V母線(6E)電圧計(EI-80)の点検時、誤差率に管理値外れが認められたため、当該計器を修理	
8	6号機	非常用ディーゼル発電機(B)建屋非放射性スチームドレンサンプの吐出流量設定弁(V-U63-F011)において、開度指示計の目盛板に破損が認められたため、当該部を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	6号機	雑固体廃棄物常設集積所において、投棄基準の線量当量率を超過している廃棄物(難燃シート:1袋)が発見されたため、廃棄物を回収及び対応検討	
10	6号機	原子炉再循環装置補機冷却海水ポンプ(A)の試運転時、ポンプ(B)吐出弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
11	6号機	原子炉建屋低電導度ドレンサンプ(B)出口弁(AO-G13-F012B)の点検時、弁箱内部の弁体ガイドに一部損傷が認められたため、対応検討	
12	6号機	タービン建屋1階スチームファンネル(T-S3-106)において、詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	
13	集中環境施設	高線量廃棄物保管設備キャスク補助装置(ショックアブソーバ)吊上用ホイストにおいて、物品吊上移動時、異音が認められたため、当該ホイストを点検・修理	
14	集中環境施設	高温焼却炉設備グラニュール(廃液溶融固化)コンベアの出口シュート管付近において、詰まりが認められたため、シュート管を点検・清掃	
15	集中環境施設	廃液濃縮系濃縮廃液貯蔵タンク(A)入口弁(R11-AO-F062A)において、グランド部より廃液のにじみ跡(析出)が認められたため、グランド部を点検・調整	
16	集中環境施設	廃液濃縮系濃縮貯蔵タンク再生廃液濃縮器(A)濃縮廃液入口弁(R11-F057)において、グランド部より廃液のにじみ跡(析出)が認められたため、グランド部を点検・調整	
17	集中環境施設	廃液濃縮系濃縮廃液貯蔵タンク低電導度廃液入口弁(R11-F059)において、グランド部より廃液のにじみ跡(析出)が認められたため、グランド部を点検・調整	
18	集中環境施設	廃液濃縮系濃縮廃液貯蔵タンク再生廃液濃縮器(B)濃縮廃液入口弁(R11-F046B)において、グランド部より廃液のにじみ跡(析出)が認められたため、グランド部を点検・調整	
19	集中環境施設	雑固体焼却炉(B)雑固体供給機において、雑固体の噛み込みによるロータリドラムの動作不良が認められたため、雑固体を除去及び当該装置を点検	
20	その他	関連企業社員が不適合管理システムのセキュリティーカードを紛失したため、関係者に周知及び対応検討	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで